## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳情2第23号	受理年月日	令和2年10月27日
件 名	名 政治団体等による誹謗中傷及び選挙活動についての陳情		

## 【陳情の趣旨】

「住みたい街、住み続けたい街目黒」を目指して目黒区議会として様々な取り 組みをされているかと存じ上げます。

その中で、渋谷区に本部がある政治団体 日本第一党代表者が9月2日にインターネット放送にて目黒区民に対して殺害予告とも受け取れる脅迫行為の内容を発信しました。

9月3日にも引き続き脅迫を伴う内容の放送が行われました。その後に9月2 1日及び10月10日に居住区という個人情報を同放送で発信しました。

同氏は過去にも法務省、大阪市長からヘイトスピーチに関することで注意を受けたのにも関わらずなんら反省せず、東京都条例である東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第12条(以降東京都HS条例)の審査会に於いて本邦外出身者に対する不当な差別的言動として同氏の主宰する団体が2度(行動する保守運動及び日本第一党)指摘されており、又、先般の都知事選挙に於いても、ウィーン条約である外国人大使館の平静を保つ義務に対して、中国大使館前で拡声器を使用した街宣活動、更には虎ノ門ニュースの放送中にその近くでの選挙演説を行うという明らかな業務妨害行為といえる行動などの迷惑行為を繰り返し行ってまいりました。

それらを踏まえると同氏の活動及び言論は公共の福祉に反する言論の自由を逸脱した行動であると思います。よって以下の通りの内容を陳情致します。

## 【陳情事項】

- 1 政治活動(ネット放送・街宣活動等)に於ける一般人(公人・著名人を除く) に対する誹謗中傷の言動及び選挙活動についての違法行為(ヘイトスピーチ・ 脅迫行為・業務妨害等)について目黒区議会としての意見表明を求めたい。
- 2 同団体の様な政治活動に於ける誹謗中傷の言動及び選挙活動に於ける違法 行為に対し、是正すべき点があれば是正勧告もしくは行政指導等を東京都に依 頼して行って頂きたい。
- 3 効果が認められない場合は東京都HS条例の処罰である東京都の施設利用 制限の実施を含む処置の検討を東京都に要請して頂きたい。